

浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市民の快適な暮らしを支える持続可能で効率的な都市構造の実現及び子育てに対する安心感を醸成する多世帯化を図るため、立地適正化計画で設定した居住誘導区域（以下「まちなか」という。）へ移住する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の交付決定を受け、補助対象となる工事や取得にかかる契約を結ぶ者をいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定に基づき本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (3) 災害リスクエリア 災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等、浜松市立地適正化区域に規定する災害リスクの高い区域をいう。
- (4) 移転 居住実態及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録（以下「住民登録」という。）を新たな住所地に異動することをいう。
- (5) 移転世帯 居住誘導区域内に定住するため移転する、独立した生計を営む世帯のことをいう。
- (6) 子世帯 小学生以下の子どもとその親を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (7) 親世帯 小学生以下の子どもの祖父母を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (8) 三世代同居 親世帯と子世帯が、浜松市内において新たに同居もしくは隣接地に居住することをいう。ただし、補助対象住宅に移転する直前に連続して1年以上、住民登録により親世帯と子世帯が三世代で同居をしていないこと。
- (9) 補助対象世帯員 申請者世帯及び申請者と同居（申請者と「浜松市パートナーシップ」又は「静岡県パートナーシップ」の宣誓をした者を含む。）又は三世代同居をしようとする世帯の世帯員のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 第7条の浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付申請書を提出した場合における申請日と同一年度内に、「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の交付決定を受けている者。

- (2) 移転世帯（移転世帯が複数ある場合は、いずれか1つ以上の世帯。次号において同じ。）が補助対象住宅に移転する直前1年以上、住民登録により本市の居住誘導区域内に居住していないこと。
- (3) 移転世帯の移転前の住宅敷地が居住誘導区域外の過半に存する住宅であること。
- (4) 移転世帯の移転後の住宅敷地が居住誘導区域内の過半に存する住宅であること。
ただし、災害リスクエリアへは建物が入らないこと。
- (5) 補助対象世帯員の人数の合計が2人以上であること。
- (6) 補助対象世帯員において市税並びに浜松市営住宅の家賃、駐車場使用料、共益費、及び損害金を完納していること。
- (7) 補助対象世帯員に規則第3条第3項各号のいずれかに該当すると認める者を含まないこと。

（補助対象住宅）

第4条 「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の交付決定を受けた補助対象世帯員が自ら所有、居住する居住誘導区域内の住宅とする。

（補助対象経費と補助金の額）

第5条 補助の対象となる費用（以下、「補助対象経費」という。）と補助金の額は、別表1に掲げるものとする。

（補助対象外経費）

第6条 次に掲げるものは、補助対象としない。

- (1) 別表1に規定する補助対象経費が他の公的制度による補助等を受けた部分。
- (2) 過去に補助対象世帯員が受けた別表1に規定する補助対象経費。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付申請をしようとするものは、浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付申請書（第1号様式）に次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これらの書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 添付書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の交付決定通知書の写し
 - イ 補助対象世帯員全員の住民票の写し又はそれに代るもの
 - ウ 移転世帯員全員の戸籍の附票又はそれに代わるもの
 - エ 契約書の写し
 - オ 領収書の写し等、補助対象経費の支出が分かる書類

カ 他の制度による補助を受けた場合は、浜松市まちなか定住・子育て応援環境づくり補助金と対象経費が同一でないことを確認できる書類

キ その他市長が特に必要であると認める書類

- (2) 「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の交付決定者の場合、前号に掲げる書類に加え、次に掲げるものとする。

ア 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し又は建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの

イ 併用住宅又は併用住戸の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

- (3) 三世代同居の場合、前2号に掲げる書類に加え、次に掲げるものとする。

ア 親世帯と子世帯の親子関係が分かる戸籍全部事項証明書等の写し

イ 移転後に親世帯と子世帯の住所が異なる場合は、転居後の親世帯と子世帯の住宅位置及び距離を示すもの

（交付の決定及び条件）

第8条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第6条第1項の規定により申請者に対して、次に掲げる事項を交付の条件として付し、浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定日から5年を経過する前に、正当な理由なく住民票の異動を伴う移転や同居の状態を解消した場合、速やかに市長に報告し、浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金に関する自主返還申出書（第3号様式）を提出しなければならない。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 申請者は、補助の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を得なければならない。
- (4) 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。

- (8) 第15条第1項並びに規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかつたときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当ないと認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた申請者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知し、又は変更により補助金を交付することが適当ないと認めた時は、速やかに補助金を交付しない旨を補助金変更交付却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（財産の管理等）

第10条 補助対象者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、第11条第2項に定める期間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

(申請の取下げ)

第12条 第8条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者が、補助内容の取下げをする場合は、交付申請取下げ届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、第8条第1項の規定により補助金交付決定通知を受領した後、速やかに請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市は、前条に基づく補助金の請求から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
 - (2) 「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
 - (3) 第3条及び第4条の要件を備えていないことが判明したとき。
 - (4) 第8条の補助金交付決定日から5年を経過する前に、正当な理由なく住民票の異動を伴う移転や同居の状態を解消したとき。
 - (5) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(調査等への協力)

第16条 この要綱に基づく補助を受けた者は、市長の行う浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金に関する調査に協力するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第17条 補助事業者は、第15条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったとき

は、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和8年度までの補助金に適用する。

別表1（第5条関係）

補助額は、第3条第1号における「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」の交付を受けている場合は補助対象経費の2分の1以内（金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の交付を受けている場合は補助対象経費の10分の10以内（金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、下表に示す額の合計を限度とする。

区分	補助対象経費 (算定に当たり、消費税及び地方消費税は除いた金額とする。)	補助限度額	三世代同居の補助限度額
(1) 新築・ 取得費用	補助対象世帯員が自ら居住する 居住誘導区域内の住宅の新築又 は取得に要する費用	30万円	50万円
(2) 増築・ 改修費用	補助対象世帯員が自ら所有して いる居住誘導区域内の住宅の増 築又は改修に要する費用（対象 範囲は別表2による）	30万円	50万円

なお、区分（1）に規定する新築・取得費用と区分（2）に規定する増築・改修費用は、併用して補助を受けることはできないものとする。

別表2（第5条別表1区分（2）関係）

工事の内容
浴室、台所、玄関、トイレ、洗面所、居住部屋の増設・改修、間取りの変更
上記改修に伴う給排水、ガス、電気の設備の改修
その他市長が認める工事